米子市子ども読書活動推進計画

(米子市子どもの読書活動推進ビジョン)

平成24年1月16日開催

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会

素案

平成 年 月

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1. 子	どもの読書活動の意義	1
2. 子	どもの読書活動推進の背景	1
第2章	基本的な考え方	2
1. 計	画の目標	2
2. 計	画の位置付け	2
3. 計	画の期間	2
第3章	子ども読書活動推進のための方策	1
1. 家	庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進	5
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進	5
	家庭の役割	3
(2)	地域における子どもの読書活動の推進	3
	市立図書館の役割	7
	児童文化センターの役割	3
	なかよし学級、児童館、公民館の役割	9
(3)	学校等における子どもの読書活動の推進	9
	幼稚園、保育所の役割10)
	学校の役割10)
(4)	障がいなどのある子どもの読書活動の支援1	1
2. 子	どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実1	1
(1)	市立図書館1	1
(2)	児童文化センター12	2
(3)	なかよし学級、児童館、公民館12	2
(4)	学校図書館等	2
3. 子	どもの読書活動に関わる人材の育成15	3
4. 子	·どもの読書活動推進への理解・普及啓発13	3

1

第1章 計画策定の趣旨

1. 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。

子どもは、本を読むことで、言葉を覚え、考える力を高めていきます。

さらに、実生活では体験できない出来事を間接的に経験しながら、想像力を育て、 心を豊かにしてくれます。

また、子どもたちは、本を読んでもらうことによって、言葉を理解し、本の楽しさ を知り、子どもの読書活動の基礎をつくっていきます。

生涯を通して読書を習慣づけるためにも、子どもの周囲にいる大人たちが子どもの 身近なところに本を準備する必要があります。

そのため、家庭、地域、学校などが連携し、子どもの読書活動を推進していくことが必要となります。

2. 子どもの読書活動推進の背景

近年、子どもたちの多くは、ゲーム機や携帯電話など、様々なメディアの発達、普及などの生活環境の変化や幼児期からの読書週間の未形成などによって、「活字離れ」や「読書離れ」が指摘されています。

また、子どもたちは、読書よりもそれらのメディアに興味を持つ傾向にあり、メディアが、子どもの健やかな成長に影響を与えることが懸念されています。

このような状況の中、国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)を制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

また、平成14年8月には、この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。さらに、平成20年3月には、「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されています。

鳥取県でも、平成16年4月には、「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、平成21年3月には、第二次計画が策定され、読書活動の取り組みや方向性が示されています。

米子市でも、国や鳥取県の考え方を踏まえ、平成 18 年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定しました。このたびの計画では、これまでの取組を振り返り、今後の施策の方向性についてわかりやすいものとしました。

第2章 基本的な考え方

1. 計画の目標

「子どもの読書活動」は、子どもが成長していく上で、とても重要な役割を持っています。

米子市では、次の4項目を基本目標として、子どもの読書活動を推進することとします。

- 1.家庭・地域・学校等における子ども読書活動の推進
- 2 . 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- 3 . 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- 4 . 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

2. 計画の位置付け

米子市では、第2次米子市総合計画「米子いきいきプラン2011」において、「生活充実都市・米子」を市の将来像として、その中で、4つのまちづくりの目標の一つに、「人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくり」を掲げています。

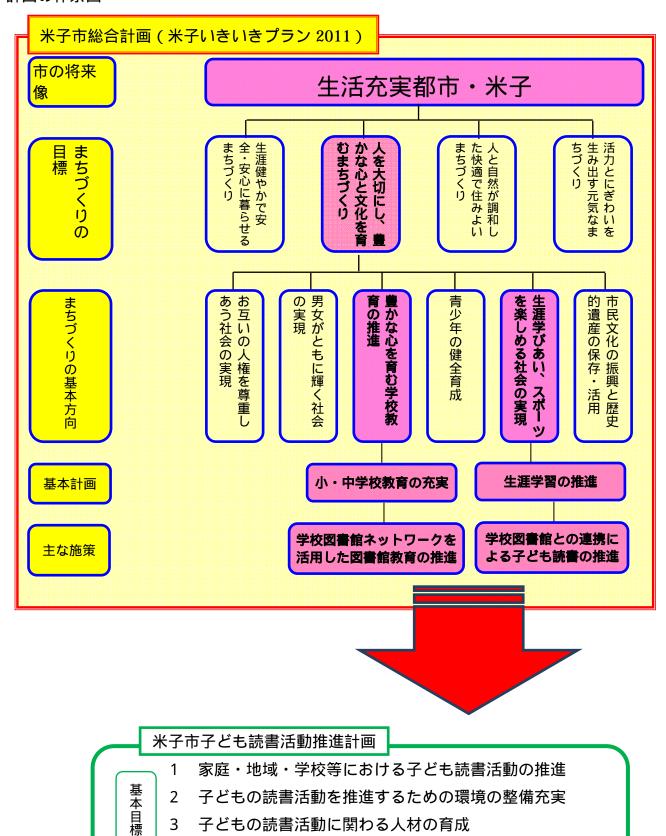
さらにこの中で、まちづくりの基本方向として「豊かな心を育む学校教育の推進」、「生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現」などを掲げて各種の施策を展開しています。

国県の定めた計画や米子市総合計画などとの整合性を図り、子どもの読書活動推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づく、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として「米子市子ども読書活動推進計画」を策定します。(計画の体系図参照)

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの計画とし、適宜、必要な 見直しを図ります。

計画の体系図

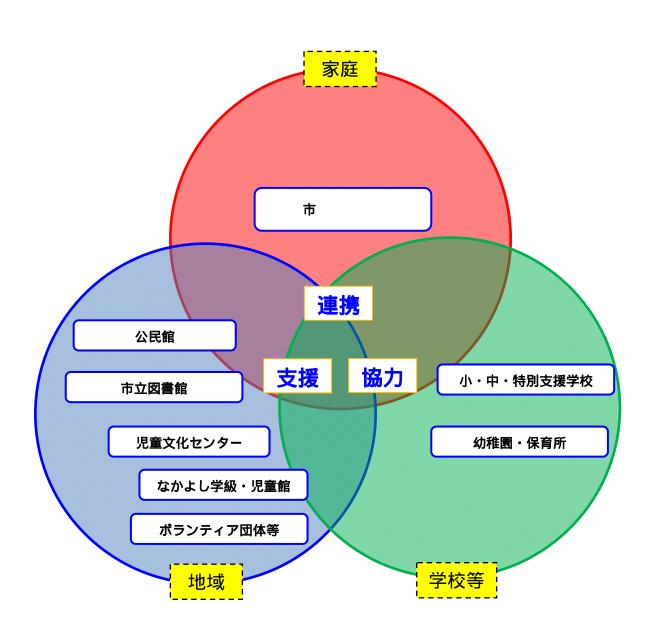


4

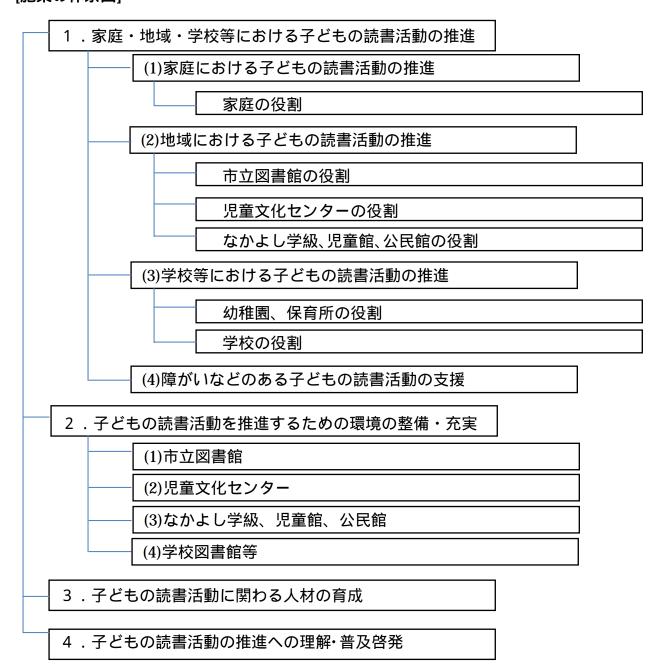
子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

第3章 子ども読書活動推進のための方策

子どもの読書活動推進計画推進体制 (イメージ)



[施策の体系図]



1. 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもに読書習慣を身につけさせるには、乳幼児期から日常的に本と親しむことがとても大切です。そのためは、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていくことが必要です。

特に家庭では、保護者たちの子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与えると言われています。

また、乳幼児期に、大人が子どもに語りかけたり、わらべ歌、絵本の読み聞かせなどをしたりすることによって本と親しむ環境がつくられ、親子のきずなを深め、子ども読書活動の基礎を作っていきます。

市では、子どもの発達段階に応じた、読書に親しむ機会を提供できるよう努め、家庭での読書活動が子どもの読書活動推進において重要な役割を果たすことを期待しています。

家庭の役割

[現状と課題]

塾や習い事などによって、家庭での時間をゆとりをもって過ごす時間が少なくなっている傾向にあります。

テレビ、ビデオ、ゲーム、インターネット、携帯電話などの情報メディアが、日常生活に 浸透し、大人も子どもも読書離れが進んでいます。

幼少期から絵本に親しむ機会が少ないなどの理由から読書習慣が身につかないまま成長し、読書離れとなる場合も多く、保護者が、子どもと本の関わり方に戸惑いがある場合もあります。

米子市では、子どもの6か月健診時にブックスタート事業を行っており、絵本を1冊プレゼントし、健康対策課、市立図書館や児童文化センターの司書が中心となって、ボランティアと連携し、絵本を通じた保護者たちの子育て支援を行っています。また、市立図書館では、推薦図書リストを作成配布しています。

市立図書館、児童文化センターなどの施設では、ボランティアの協力を得て、おはなし会が行われています。

市立図書館ホームページで子育て支援情報、推薦図書について紹介しています。 児童文化センターでは、育児サークルなど地域へ出張読み聞かせを行っています。 [施策の方向]

- 赤ちゃんに絵本を手渡す「ブックスタート」事業を継続し、保護者が赤ちゃんと向き合 い、乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごせるよう取組みます。
- ブックスタート絵本や市立図書館の推薦図書リストの活用について啓発に努めます。
- ・読書の楽しみ方など各種講座の実施に努めます。
- 家庭での読書を介したコミュニケーションづくりについて啓発に努めます。
- 保護者に対し、家庭での読書の大切さについて啓発に努めます。
- ▼ 家庭での子どもの読書活動の重要性について、保護者への理解に努めます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもたちが、本に親しみ、本の世界を楽しみながら、個性を伸ばし、想像力を 養っていけるよう、図書館などでは、選書や各種サービスによって、読書環境の整 備、充実に努めるとともに、子どもたちが読書活動を習慣づけ、自由に読書活動を 行うことに期待しています。

市立図書館の役割

[現状と課題]

子どもが本の楽しみ、喜びを知るとともに、子どもの学習や調査・研究に協力できるよう、質のよい資料を選書し、幅広く収集するよう努力しています。本(資料)の貸出、予約・リクエストの受付、レファレンス、読書相談に応じることによって、子どもたちに本(資料)を提供しています。季節やテーマ展示を適宜行っています。乳児から幼児までの推薦図書の紹介、小学生から中学生、高校生までの推薦図書リストを作成し、ブックレットあるいはホームページ上で公開しています。県内公共図書館をはじめとして全国の公共図書館と相互貸借を行っています。

ブックスタート支援とおはなし会

- ・6か月健診時に、ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや、絵本を 通したふれあいの大切さについて保護者の方々にお伝えしています。
- ・図書館児童コーナーでは、ボランティアの協力を得ながら、定例のおはなし会を開いています。「子ども読書の日」や「図書館まつり」等の行事でも、 おはなし会や絵本づくりなどの親子で参加できる催しをしています。
- ・乳児向けの絵本コーナーを設置しています。

学校図書館の支援と連携

- ・市(組合)立小・中・特別支援学校の問い合わせに対して、リクエスト貸出を 行っています。
- ・学期ごとに長期貸出として、学級文庫用図書のセット貸出を行っています。
- ・ふるさと米子を知るためのパスファインダー「ふるさと米子探検隊」を年 1 回発行し、市(組合)立小・中・特別支援学校の図書館及び各教室に配布しています。
- · 児童・生徒の施設見学・ガイダンス及び中・高生の職場体験の受入れをして います。

移動図書館車による巡回貸出を行い、児童館、地域文庫、検診会場等へ貸出文庫として定期的に配本しています。

- ●他図書館、学校、幼稚園、保育所、児童文化センターなどの子ども読書活動に 関わる関連施設との情報交換及び連携に努めます。
- 今後も学校図書館に対して、リクエスト貸出及び長期貸出について、新鮮かつ 豊富な資料を提供できるよう努めるとともに、研修会などにおいて人的支援を 行います。

- ヤングアダルトコーナーを充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介をします。
- レファレンス、読書相談に積極的に対応します。
- 図書館ガイダンスとして、図書館の使い方、本(資料)の調べ方などの説明に 努めます。
- 今後も移動図書館車の巡回及び貸出文庫によって市内全域へのサービスに努めます。
- 創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会を作ります。
- 子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催するよう努力します。

児童文化センターの役割

[現状と課題]

6 か月健診時に行われる、ブックスタート事業の支援として、保護者の方々を対象に絵本の読み聞かせや、絵本を通したふれあいの大切さについてお伝えしています。

言葉や心を育てる「絵本とわらべうた」を実施し、親子がふれあいながら楽しむ読書環境づくりに取り組んでいます。

「としょしつだより」を発行し、新刊情報や読書に関わる情報を提供しています。

ボランティアと連携して、おはなし会を実施しています。

館内において、保育園、小、中、高特別支援学校等の希望団体へおはなし会を 随時実施しています。

大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会を実施しています。

ボランティア育成と保護者への読書活動啓発のため、読み聞かせ講座を実施しています。

小中学校への団体貸出、レファレンスサービスを実施しています。

児童・生徒の施設見学・ガイダンス及び中・高生の職場体験の受け入れを行っています。

小中特別支援学校に移動図書館車の巡回による図書の提供を行っています。

希望する団体に図書を選書し、団体貸出をしています。

学校図書職員研修会に参加協力しています。

- 新刊情報などを通して、読書に関わる情報を引き続き提供します。
- ボランティアと連携して、おはなし会などのサービスを継続します。
- 子どもと保護者が一緒に楽しめる読書環境づくりに努めます。
- 市立図書館・学校図書館等の関係機関との間での相互貸借をはじめとする連携・協力に努めます。

- 移動図書館車の巡回による図書の提供を継続します。
- 就学前児童の読書環境を整えるため、保育園等への団体貸出を強化し、保育士 および保護者に読書への関心の啓発を図ります。
- 妊婦対象におはなし会を実施し、家庭での読書環境づくりの啓発を図ります。

なかよし学級、児童館、公民館の役割

i. なかよし学級・児童館

[現状と課題]

なかよし学級や児童館では、活動時間が短いですが、読み聞かせが行われています。

[施策の方向]

引き続き、読み聞かせの継続に努めます。

ii. 公民館

[現状と課題]

市立図書館からの移動図書館車が公民館へ巡回するなどして、図書の提供を受けています。

ボランティアによる読み聞かせが行われています。

新刊本の紹介が行われています。

蔵書数、図書室の運営方法は、公民館により異なっています。

公民館図書室は、子どもが本を借りることが出来る場所ですが、常に開館してるとは いえません。

蔵書数が少ないなど、充分なサービスが提供できていない場合があります。

[施策の方向]

- 図書室の図書の充実に努めます。
- 子どもたちへの読み聞かせを継続し、子ども読書活動の大切さを啓発します。
- 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設からの支援を受けます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校や、幼稚園、保育所は、子どもたちが1日の大半を過ごし、同年齢、異年齢の友だちとふれあいながら成長していく場です。

幼稚園や保育所では、幼児期に絵本や物語に接することで読書の楽しさと出会えるよう、絵本の読み聞かせや貸し出しが行われています。

学校では、朝の読書などの子どもたちが本と出会う時間の確保がなされています。 また、学校図書館は、読書活動のみにとどまらず、学習活動の支援をするうえで大 きな役割を担っています。

学校は、学習活動を通じた子どもの読書習慣の形成に大きな役割を持っています。

幼稚園、保育所の役割

[現状と課題]

幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、発達段階に応じた読み聞かせが行われています。

幼児期の親子の絆を深めるため、絵本の貸出を行っていますが、家庭での読書活動 には差が見られます。

[施策の方向]

- 動稚園、保育所での読み聞かせを継続して行います。
- 子どもへの読み聞かせの大切さについて、繰り返し保護者への啓発に努めます。

学校の役割

[現状と課題]

「朝の読書」は、すべての小中学校で実施されており、1日の始まりの読書により学習への気持ちの切り替えなど、さまざま効果があることが認識されています。

「朝の読書」の時間や休憩時間を利用して、ボランティアによる読み聞かせが行われています。

「子どもの読書週間」や「読書週間」に合わせてイベントを行うなど、子どもたちの活動によって読書活動が活性化されています。

市立図書館から学期単位で貸出を受けた図書は、「朝の読書」などに利用されています。

市(組合)立全小・中・特別支援学校の学校同士で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化に努めています。

市(組合)立全小·中·特別支援学校に配置されている、司書教諭や学校図書職員に対する研修を行い、能力の向上を図っています。

- 小中学校の「朝の読書」や図書資料を活用した調べ学習を継続し、読書の幅を広げ、 質を高める取組の充実に努めます。
- 学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせ等を推進します。
- 主体的な学習に対応するため、学習情報センターとしての機能の充実・活用に努めるとともに、読書の喜びや楽しさを感得させ、豊かな心や感性の育成に努めます。
- 家庭と連携した「ノーテレビデー」や「家読(うちどく)」の取組の充実に努めます。

● 市立図書館司書等から、各学年に応じた選書の支援を受けます。

(4) 障がいなどのある子どもの読書活動の支援

障がいなどの有無に関わらず、すべての子どもたちにとって読書は大切なものです。特別な支援を必要とする子どもたちは、家庭、地域、学校などいろいろなところでいろいろな人たちの支援を受けながら読書活動を進めています。

特別な支援を必要とする子どもたちが読書活動できるよう様々な取り組みをする必要があります。

[現状と課題]

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がい、肢体不自由、病弱など、障がいなどの種類や程度に応じた読書活動の支援が求められます。

市立図書館では、点字図書、音声読書機、拡大読書機などの資料等を収集し、障がいなどのある子どもたちへの支援をしています。

児童文化センターでは、鳥取大学医学部附属病院内学級へ出張読み聞かせを行っています。また、市内の希望する小児科に対して図書を選書し、団体貸出をしています。

[施策の方向]

- 市立図書館では、施設改修に合わせて対面朗読の整備を行います。
- 市立図書館では、今後も、障がいなどの種類に応じた資料を収集し、障がいのある子どもたちへの支援に努めます。
- 障がいなどの種類や程度に応じた読書活動の支援に努めます。

2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

市立図書館や学校をはじめとする関係施設において、子どもの読書活動を推進する ために必要な環境の整備に努めます。

(1) 市立図書館

[現状と課題]

建物などの老朽化が顕著となっています。

開架スペースが狭いため、配架が利用しにくい状況です。

「施策の方向」

- 老朽化・狭あい化した施設を増改築することにより読書環境の整備に努めるとともに、児童図書及び児童へのサービスの充実に努めます。
 - ・各分野の本(資料)をまとまった書架に並べるなど、本(資料)を探しやす く配架し、落ち着いて読書や調べ物ができるスペースを設置します。

- ・子どもたちの想像力、知的好奇心を充分満足させるような資料(本)を探し やすく配架し、落ち着いて読書や調べ物ができるスペースの確保に努めます。
- ・おはなしの部屋、授乳室、幼児用トイレ等を設置します。
- ・絵本について面展スペースを充分にとり、テーマ別または発達段階に応じた 本の配架に努めます。

(2) 児童文化センター

[現状と課題]

所有する図書が古くなっています。

子どもたちが読書活動を行うために十分な蔵書数があるとは言いがたい状況です。

学校、保育所をはじめ、読み聞かせ団体や子育てサークルなど、地域でおはなし会を実施する団体に大型絵本、大型紙芝居、ブラックライト紙芝居などを整備し貸出することで地域の読書活動を支援しています。

児童文化センターから離れた地域に住む子どもたちが利用する機会が少なくなり、児童文化センターから離れていても、本に親しむことができる環境の整備が必要です。 季節やテーマ展示を随時行い、利用者が本に親しみやすい読書環境の整備に努めています。

乳幼児用の絵本、育児書等の充実を図り、子育て情報資料提供の場を設けています。

[施策の方向]

- 蔵書の充実に努めます。
- 移動図書館車の巡回による図書の提供や地域での出張読み聞かせに努めます。

(3) なかよし学級、児童館、公民館

[現状と課題]

各施設では、蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合があります。

[施策の方向]

● 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設からの配本の支援を受けます。

(4) 学校図書館等

[現状と課題]

幼稚園、保育所等では、蔵書数が充分ではない場合があります。

市(組合)立小·中·特別支援学校で学校図書館の蔵書がデータベース化されており、 学校間の資料検索が可能となっています。

市の文書集配車両を利用して、物流システムが確立された配本サービスを行っており、全学校図書館相互の図書の貸借を行っています。

[施策の方向]

● 蔵書数の不足を補うため、市立図書館、児童文化センターなどの関係施設が支援に 努めます。

3. 子どもの読書活動に関わる人材の育成

子どもたちが、自主的に読書活動を行うためには、子どもの読書活動に関わる様々な大人たちの理解や協力が必要です。

市立図書館職員や学校等の読書活動の担い手の育成や読み聞かせを実践できるボランティアの育成を望んでいます。

[現状と課題]

学校図書館法では、12 学級以上の学校に司書教諭を必ず配置することになっていますが、鳥取県では学校規模にかかわらず全校に配置されています。

本市では、すべての小(組合)立小·中·特別支援学校に学校図書職員が配置されています。

学校図書館に関わる司書教諭、学校図書職員は連携して、学校図書館の運営にあたり、随時行われる研修会に参加するなどして、能力の向上を図っています。 ボランティアは、子どもの読書活動推進において重要な役割を担うとともに、地域に おける読書活動の主役として、行政や他の団体と連携して活動しています。

「施策の方向」

- 市立図書館、児童文化センター、学校などで読み聞かせを行うボランティアの 育成に努めます。
- 市立図書館や児童文化センターの司書は、学校図書職員研修会及び司書教諭・ 学校図書職員合同研修会に参加協力し、司書教諭、学校図書職員の能力向上を 支援します。
- 子どもの読書活動に関わる者が、研修会などに参加するなどして、能力の向上を図ります。

4. 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

子どもの読書活動の推進に関しては、家庭、地域、学校などで周囲の大人たちが、子どもの読書活動の意義や重要性を理解することが重要です。

子どもの読書活動に関して、社会の関心と理解を深めることが求められます。

[現状と課題]

「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」などに合わせ、市立図書館では、イベントを開催しています。

子どもの読書活動の推進に関しては、保護者の充分な理解が得られているとは言いがたい状況です。

- 市立図書館や児童文化センターでは、これまでの取り組みを継続し、それぞれの施設で行われる様々なイベントの中で、子どもの読書活動への理解や普及に努めます。
- ●「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」などに合わせ、子どもの読書活動の重要性 について、家庭、地域などに周知を図ります。
- 子どもの読書活動の重要性について、市のホームページ、広報紙等、様々な方法でお知らせします。
- 市立図書館では、子どもの読書活動に関わる大人に対して子どもの読書活動の重要性について啓発します。